

モニタリングに関するガイドラインの改正等

資料2-1

- ・民間資金等活用事業推進委員会モニタリング・事業促進WGにおいて、民間の創意工夫が的確に評価されること等によりPFI事業が推進されるよう、モニタリング(監視)のあり方を検討。
- ・PFI事業においてモニタリングを実施する上での留意事項を示した「モニタリングに関するガイドライン」について改正案をとりまとめ。あわせて、地方公共団体がモニタリング基準を作成する際に活用できるよう作成素材を作成。

■ モニタリングに関するガイドライン改正案 ■ モニタリング基準(作成素材)

主な改正点

① モニタリング実施に向けた体制構築

→モニタリング基準案の早期提示、モニタリング基準(作成素材)の活用

② モニタリングの実施方法

→サービス受益者の意見、学識経験者等第三者の活用

③ 適正なサービスが提供されない場合の対応

→サービス対価の減額の仕組みにおけるポイント制の活用

④ 独立採算型、収益施設併設型事業への対応

→サービス対価の支払がない場合のペナルティ賦課(金銭の徴収)
→収益施設等と会計を一体とする場合、事業全体の財務状況の把握

⑤ モニタリングの結果等

→事業期間中に必要が生じた場合、モニタリング基準の見直しの申出
→事業者の意欲向上に資するモニタリング結果の公表

事業内容に応じて追加・修正して基準を作成するための素材

PFI事業におけるモニタリングの実績を踏まえ、より的確なモニタリングの実施、民間事業者の創意工夫の発揮、新たな事業課題への対応に役立つ方策をガイドラインに位置付ける。